

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

府中市長

市町村名 (市町村コード)	府中市 (342082)
地域名 (地域内農業集落名)	上下地区 (松崎、溝上・溝下・防地、矢多田上・中、古城・扇原、芦尾、国留先谷、宇根、平田・市場、中野村・長福寺、河井、南・國安・新野、井永中組、井永上谷、井永郷・下組、井永先谷、通力・猶原、国留ハ組・二組、国留イ組、口組、福家岡田・竹内、甲奴広末・西山寺、永屋、森貞、有福郷、成願寺、野市大原、宇根平、吉森、日南上・下組、日南向組、蔭地、御山、植木、春日、幸・翁・陣屋、後、日南、岩崎・辰ノ口・曙、日の出、下本・元胡・老松・金胡、太才、溝上、南通、沖見、栄・御幸・銀座、昭和、下の町1、下の町2、3、矢野下郷・上郷、片屋、横山・奥谷、下谷・沖組、上高・上深江、篠原、東谷・西谷、佐倉、水永中・下組、水永上・向組、階見下組、階見中組、階見上組、二森、小塚上、中、小塚後)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年12月23日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

上下地域では、平成16年度に集落法人が設立されて以来、現在6法人が設立されている。そのうち2法人ではアスパラガスやキャベツなどの高収益作物を導入し、経営の高度化に向けて取り組んでいる。

また、ほとんどのほ場整備実施集落で中山間地域等直接支払制度に継続して取り組み、農地の活用は概ね良好な地区である。

一方、府中市全体の農業従事者の平均年齢は75歳であり、このまま高齢化が進み、離農者が増加すれば、作付されない農地(遊休農地)の増加が懸念される上、不在地主が増加してきており、農地の利用権設定等が困難な状況になりつつある。

また、農業経営は依然として小規模で兼業が多い上、水稻栽培への依存度が高く、高収益作物への転換が進んでいない。

(2) 地域における農業の将来の在り方

水稻栽培への依存度が高いことから、水稻の収益力強化に取り組む。

併せて、認定農業者や認定新規就農者、法人等への高収益作物(アスパラガスやキャベツなど)や園芸作物の導入を引き続き支援し、農業所得向上を図るとともに、スマート農業技術の導入による農作業の省力化、軽労化、生産性向上を推進する。

また、地元の堆肥を積極的に活用するとともに、飼料作物の生産に取り組み、地域資源循環型農業を推進する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	703.6 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	641.2 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	- ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

農地利用最適化推進委員及び農業委員と連携し、農地中間管理機構を活用して、認定農業者や認定新規就農者、法人等をはじめとする地域の担い手へ農地の集積、集約を図る。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

農業従事者の高齢化が進んでおり、今後、離農する農業者の増加が見込まれる。

こうした離農者の農地等は、農地利用状況調査の結果など地権者の意向を踏まえた上で農地中間管理機構に貸付けを行い、担い手への農地集積を図る。

(3) 基盤整備事業への取組方針

整備済みの農地であっても、狭小であったり、排水不良等により活用が難しくなっているほ場について、地域や担い手の意向を踏まえ、農地中間管理機構関連農地整備事業の活用や、汎用化等の条件整備を検討していく。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

行政、農業委員会、農協、金融機関で組織する就農支援会議において、農地の斡旋や生産技術指導等、相談から定着までの支援を行い、新規就農者を筆頭に、定年帰農者や半農半Xなどの多様な担い手の確保を図る。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

各経営体にて必要な農業支援サービスを活用する。併せて、地域の農地は集落法人や中山間の集落協定などを中心に、活用・保全管理に努める。

有用な支援等の情報収集に努め、活用について検討する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④畠地化・輸出等	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input checked="" type="checkbox"/>	⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/>	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①地域を主体とした「総合防除」(「防護」、「環境改善」、「捕獲」の一体的な取組)を柱に被害防止を図る。

「防護」:補助制度をPRし、侵入防止柵等の設置を積極的に推進する。

「環境改善」:広島県の事業を活用し、イノシシなどの有害鳥獣が寄り付かない集落づくりを支援する。

「捕獲」:獵友会との連携を図り、有害個体の捕獲に取り組む。

③⑦スマート農業技術の効果的導入を支援し、農業生産活動及び農地の保全管理等の省力化、軽労化を図る。

⑨引き続き、市内3箇所の堆肥加工センター(階見堆肥加工センター、井永堆肥加工センター、有福堆肥加工センター)及び畜産農家が生産した堆肥の水稻等への利用を推進する。